

令和5年度（2023年度）

環境速報

第210号

令和5年（2023年）11月2日（木）発行

目次

◇長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例について	1
◇省エネコラム ～2050年カーボンニュートラルに向けて～ 小林技術士事務所 所長 小林和男	3
◇協会主催セミナー情報 ○令和5年度環境課題解決研究会を開催します	5
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第16回） ○PCB廃棄物の適正な処理について	7
◇環境法令改正情報（令和5年7月～令和5年10月）	10
◇協会からのお知らせ／編集後記	17
○参考掲載 水質汚濁防止法の規定による特定事業所の設置者の義務	18

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



登録団体
エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

令和5年度（2023年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）

- 開催日：令和6年（2024年）1月24日（水）・25日（木） 両日とも10:00～15:00
*本研修会は、2日間で実施します。（どちらか1日のみの参加はできません。）
- プログラム すべてオンライン（Zoom）で実施します。

第1日（24日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国 RoHS(II)管理規制 ・その他の国の RoHS 法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30分程度）
第2日（25日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

- 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦徹也さん
- 受講料（テキスト代・消費税込み） 当体会員：12,000円 一般：15,000円
- 申込締切日 令和6年1月9日（火）午後5時（必着のこと）
- 申し込み方法 当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロードし、FAX：026-228-5872、メール：nasankan@alps.or.jp 又は郵送でお申し込みください。
- 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階
電話：026-228-5886 メール：nasankan@alps.or.jp Fax：026-228-5872
- 主催：長野県産業環境保全協会 後援：長野県 協賛：長野県電子工業技術研究会

◇長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例について

長野県議会令和5年9月定例会で成立し、同年10月16日に公布された環境関係の条例「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の概要を長野県ホームページ等から抜粋、引用して掲載します。(文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会専務理事古川雅文)

☆条例制定の背景

2012年(平成24年)のFIT制度(固定価格買取制度)の導入以降、本県でも太陽光発電の導入が急速に広まったものの、地域住民への説明不足によるトラブルや、災害の誘発、生活環境や景観への影響、設置後の維持管理や設備の廃棄など、住民の事業に対する懸念が現在も少なくないのが現状です。

一方、脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの生産拡大が必要であり、とりわけ本県では高いポテンシャルを有する太陽光を増やしていくことが急務となっています。

また、脱炭素のに向けた世界的な潮流の中で、サプライチェーンからの要請もあって、再生可能エネルギーへの需要が高まりつつあります。今後、条例遵守などの事業規律を前提とするFIT制度によらない自家消費型の太陽光発電(オフサイトPPAなど)の増加も想定されるところです。

☆条例の概要

1 目的(第1条)

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

2 対象施設(第2条)

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

3 特定区域での設置(第6条)

次に掲げる区域(以下「特定区域」という。)に対象施設を設置しようとするときは、知事の許可が必要になる。

(1) 森林の伐採の伴う区域

森林法に規定する地域森林計画対象民有林

(2) 土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域

ア 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 長野県砂防指定管理に規定する砂防指定地

(3) 土砂災害により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

4 特定区域内での手続等(第7条～第23条)

(1) 景観を保全するための措置の検討

- (2) 環境保全策の検討（環境配慮区域内の 50kW 以上の事業）
- (3) 事業基本計画の提出
- (4) 地域住民等への説明
- (5) 許可の申請
- (6) 許可基準等
- (7) 工事の届出
- (8) 標識の掲示
- (9) 維持管理
- (10) 撤去の届出
- (11) 許可の取消し

5 特定区域以外の区域での設置（第 24 条）

特定区域以外の区域に対象施設を設置しようとするときは、知事への事前届出が必要。

6 特定区域外での手続等（第 25 条～第 28 条）

上記 4 の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

7 実効性確保（第 29 条～第 33 条、第 39 条）

- (1) 報告徴収及び立入検査
- (2) 勧告
- (3) 措置命令
- (4) 違反事実の公表
- (5) 罰則

8 適用除外の特例（第 35 条・第 36 条）

地域脱炭素化促進事業で認定地域脱炭素化促進事業者から申出があったもの及び市町村条例により県条例の目的が達成されるときは、県条例の規定を適用しないことができる。

9 施行期日等（附則）

- (1) 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日
- (2) 施行日前に設置に着手した太陽光発電施設に必要な手続
令和 6 年 9 月 30 日までに知事への届出、維持管理計画の作成及び公表等をしなければならない。

☆その他

条例施行規則や条例の手引書など条例を運用するにあたって必要となるものは現在検討を進めています。追って、順次公表する。

☆主な検討等の経過

- ・長野県環境審議会への諮問（3 月 17 日）
- ・長野県環境審議会専門委員会での検討（3 月～7 月）
- ・市町村・県民向け説明会の開催（4 月 13 日、7 月 3 日～7 日）
- ・パブリックコメントの実施（6 月 28 日～7 月 12 日）
- ・長野県環境審議会からの答申（7 月 28 日）

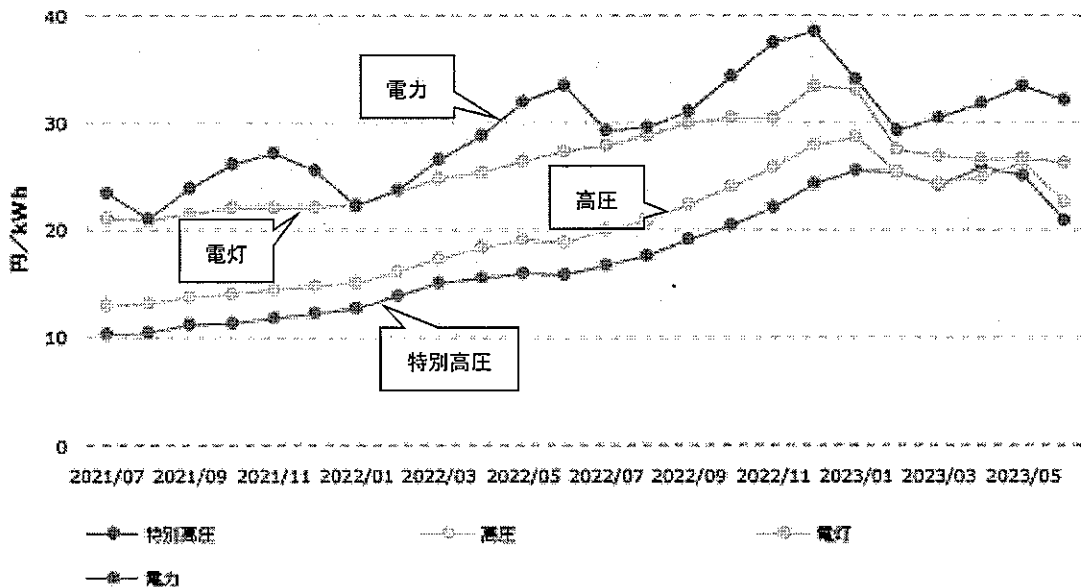
省エネコラム

～ 2050年カーボンニュートラルに向けて ～

最近のニュースや新聞記事では「記録的」や「過去最高更新」などの言葉をよく聞くようになりました。今夏の記録的な高温など気候変動により様々な影響が出ています。農作物は収穫適期が早まるなど品質への影響がでています。一方、2022年2月ウクライナ侵攻を契機に電力業界は大きく変化しています。小売電気事業者の3割近くが事業停止となり、電力難民と言われる言葉を聞き、最終保証契約が多くなりました。

資源価格高騰及び電力料金引き上げ等の様々なコスト上昇要因は、企業の経営環境の大きな課題のひとつとなっています。また、地球温暖化等の人類の活動に起因する環境問題への対策も喫緊の課題となっており、サプライチェーンにおける中小企業事業者にも環境への対応が求められています。

県内のレギュラーガソリン1リットル当たりの平均小売価格は9月4日史上最高値194.5円を記録しました。また、一般社団法人エネルギー情報センターが運営する新電力ネットの電気料金月別平均単価の推移では、中部電力エリアにおける電圧セグメント別の平均電気料金単価は高騰し、中小企業事業者の多くが契約している高圧電力では一年半の間で2倍超に価格上昇しています（下図参照）。



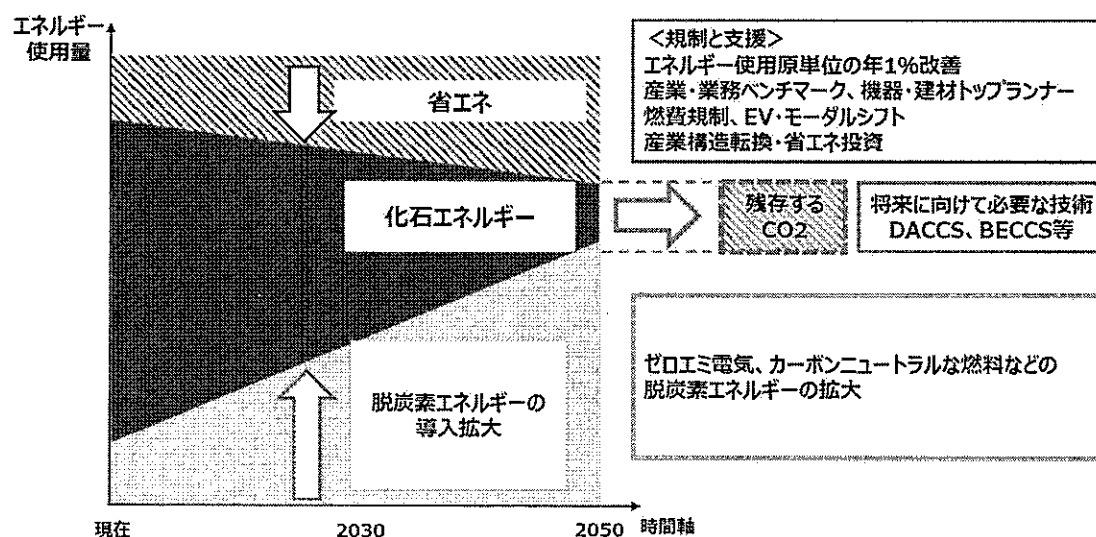
中部電力エリアにおける電圧セグメント別の平均電気料金単価推移

電力価格は今後の世界情勢により再度高騰の可能性があり、企業としては自らできる

対策をしていくことが必要です。電力会社の新プランの検討や脱炭素・省エネへの取り組みが必須となっています。

2050年カーボンニュートラル宣言から政府は新しい脱炭素社会に向けて、社会全体が移行するよう後押しを開始しています。脱炭素・省エネの取り組みは国・自治体の補助金活用を検討することも効果的です。また、脱炭素はコスト削減になると共に新しいビジネスチャンスの可能性もあります。GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）が今年5月12日国会で成立しました。GXとはグリーントランスフォーメーションです。この法律では、GX推進戦略の策定・実行、GX経済移行債の発行、成長志向型カーボンプライシングの導入、カーボンプライシング実行のためのGX推進機構の設立などが盛り込まれています。2028年度から炭素に対する賦課金の導入や再エネ・省エネなどに今後10年間で150兆円超の官民投資が計画されています。東京証券取引所は10月11日、二酸化炭素排出量を取引する「カーボン・クレジット市場」を開設し、取引が始まりました。初日には1トン約3千円で売買され、当初年50万トン程度の取引量を見込んでいます。

カーボンニュートラル（CN）に向けては、徹底した省エネに加え、再エネ電気や水素等の脱炭素エネルギーの導入を拡大していくことが必要です。需要側において、引き続き省エネを進めつつ、供給側の脱炭素化を踏まえた電化・水素化等のエネルギー転換を促すべきです（下図参照）。



CNに向けた需要側の取り組み（イメージ図）（経済産業省資料より引用）

小林 和男 小林技術士事務所 所長
 技術士（電気電子部門/総合技術監理部門）
 e-mail : koba@iiyama-catv.ne.jp

第2回環境課題解決研究会

排水処理の現場においては、処理の状況に応じて適切な対応を求められます。日頃の管理には大変なご苦勞をされているかと思えます。

この会は排水処理の動向や技術について学びながら、現場での経験や悩みなどを企業の垣根を越えて共有する場にしたいと考えております。専門家の方々の話を聞き、排水処理担当者同士で話をする貴重な機会です。どうぞお気軽にご参加ください。

第2回は棄てるだけの排水からエネルギーを取り出す技術として、排水からのヒートポンプによる熱回収をテーマとして取り上げます。ゼネラルヒートポンプ工業株式会社の柴様を講師としてお招きし、事例を紹介していただきながらヒートポンプによる熱回収の技術を学びます。

排水の有効な利用方法について学び、今後の業務にお役立てください。

こんな方々にお勧めをいたします。

- 排水処理に関わる業務に携わる方
- 排水処理についての最新の動向や技術について学びたい方
- 業務のうえで分からないことや悩みがある方
- ご自身の経験を他の方々に伝えたい方
- 他の企業の方々と交流をしたい方

1. 日時 2023年11月28日(火) 15:00 ~ 16:30

2. テーマ 「排水からのヒートポンプによる熱回収について」

3. プログラム オンライン(Zoom)で実施します。

15:00 ~ 15:50	様々な排水からのヒートポンプによる熱回収事例紹介	ゼネラルヒートポンプ工業株式会社 代表取締役 柴 芳郎様
15:50 ~ 16:30	グループ懇談会 (排水処理について管理上の困りごとや解決策について数人のグループに分かれて話し合います)	

4. 参加対象 (一社)長野県産業環境保全協会の会員企業、及び本協会に水質検査を委託している企業の方

5. 参加費 無料

6. 定員 25名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

7. 申し込み方法

(1) 参加申込書に必要事項を記入の上、Eメール又はFAXで下記の宛先にお送りください。お申込みをいただきました方々には開催日2日前までにミーティングURLをお知らせいたします。

E-mail nasankan@alps.or.jp Fax 026-228-5872

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 5階

(一社)長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ：Tel 026-228-5886

8. 申込締切日 2023年11月21日(火) 必着のこと

2023年 月 日

第2回環境課題研究会参加申込書

一般社団法人長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名		
所在地	〒	
TEL/FAX	TEL	FAX

所属・役職名	Eメールアドレス	氏名

○専門家の方々に質問したい事がございましたら以下にご記入ください。今回のテーマ以外の質問も受け付けます。(当日、質疑の時間内に回答いたします。)

また、話をしてみたい業種の方等いらっしゃいましたら記入してください。グループ分けの参考にさせていただきます。

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第16回）

～PCB 廃棄物の適正な処理について～

1. はじめに

PCBはその有用性から広範囲に使用されるも、その毒性が明らかになり1972年（昭和47年）に製造が中止になった。それから約30年間に渡り民間主導で処理施設の立地が試みられたが、地元住民の理解が得られず立地には至らなかった。

保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）が公布され、同年7月15日から施行された。

法律の施行により、国が中心となって中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成16年の北九州事業の操業をはじめ、全国5箇所に処理施設が整備され、処理が進められてきた。

PCB廃棄物の処分には期限が設けられており、高濃度PCB廃棄物は令和5年3月末を以て全てのエリアで処分期間が終了した。低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月末となっている。

本記事では今後処分期限を迎える低濃度PCB廃棄物の適正な処理についての概要をまとめたものである。より詳細な内容については、引用元の環境省HPのポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイトを参考にしてほしい。

2. 低濃度PCB廃棄物について

(1) 高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に区分される。

高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5% (=5,000mg/kg (=ppm))を超えるもの、低濃度PCB廃棄物は0.00005% (=0.5mg/kg)を超え0.5%以下のものである。ただし、塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性のPCB汚染物については、10% (=100,000mg/kg)を境に高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類される。

PCB濃度	0%	0.00005% (0.5mg/kg)	0.5% (5,000mg/kg)	10% (100,000mg/kg)	100%
<ul style="list-style-type: none"> 紙くず、木くず 繊維くず 汚泥 廃プラスチック 	産 廃 処 理	低濃度PCB廃棄物 (無害化処理認定施設等で処理)			
<ul style="list-style-type: none"> 廃油 廃酸、廃アルカリ 金属くず 陶磁器くず コンクリートくず その他 		施 設 で 処 理	高低濃度PCB廃棄物 (JESCOで処理)		

図1. 低濃度PCB廃棄物と高濃度PCB廃棄物

(2) 低濃度PCB廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14において規定される無害化処理に係る

特例の対象となる産業廃棄物のうち、低濃度 PCB 廃棄物とは、次の 3 種類となる。それぞれの詳細は表 2 のとおり。

- ①低濃度 PCB 廃油
- ②低濃度 PCB 汚染物
- ③低濃度 PCB 処理物

表 1. 低濃度 PCB 廃棄物の種類

	低濃度 PCB 廃棄物	
	微量 PCB 汚染廃電気機器等	低濃度 PCB 含有廃棄物
① 低濃度 PCB 廃油	微量 PCB 汚染絶縁油 (電気機器又は OF ケーブルに 使用された絶縁油であって微 量の PCB に汚染されたもの)	微量 PCB 含有廃油 (PCB 濃度が 5,000 mg/kg 以下の廃油等) (主として液状物)
② 低濃度 PCB 汚染物	微量 PCB 汚染物 (微量 PCB 汚染絶縁油によって 汚染されたもの)	微量 PCB 含有汚染物 PCB 濃度が 100,000mg/kg 以下の汚泥、紙く ず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 金属くず、陶磁器くず、コンクリート破片 等の不要物(金属くず等)に付着したもの の PCB 濃度が 5,000 mg/kg 以下のもの (主として液状物)
③ 低濃度 PCB 処理物	微量 PCB 処理物 (上記、微量 PCB 汚染絶縁油/ 微量 PCB 汚染物を処分するた めに処理したもの)	低濃度 PCB 含有処理物 (PCB 廃棄物を処分するために処理したもの であって、PCB 濃度が 5,000 mg/kg 以下のもの (金属くず等は付着物の PCB 濃度をいう))

3. 調査から処分までの手順について

自家用電気工作物と、非自家用電気工作物の低圧コンデンサーについて、①使用中、②廃止(廃棄)後、③処分後に分けて必要な手順を以下に示す。

(1) 自家用電気工作物について

①使用中

●PCB 含有の有無確認

- ・自家用電気工作物は電気主任技術者等に依頼し、銘板情報・製造年等から高濃度 PCB でないことを確認。
- ・変圧器等*の製造年が平成 5 年(1993 年)以前のは絶縁油を採取して PCB 濃度を測定。

●PCB 含有判明後の手続き(低濃度 PCB 含有電気工作物)

- ・PCB 含有電気工作物設置等届出書により管轄する産業保安監督部への届出をする。

②廃止(廃棄)後

●使用を終えて廃止した後の手続き

- ・PCB 含有電気工作物廃止届出書により管轄する産業保安監督部への届出をする。
- ・絶縁湯中の PCB 濃度を測定し、PCB 濃度が 0.5mg/kg 超であった場合は PCB 廃棄物として適正に保管をする。低濃度 PCB 廃棄物とみなして処分する場合であっても適正に保管をする。

- ・PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により管轄する都道府県・政令市への届出をする。
- ・無害化処理事業者及び収集運搬事業者と処分委託契約・収集運搬契約を締結して処分をする。処分期間は令和 9 年 3 月 31 日まで。

③処分後

●処分後の手続き

- ・PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により管轄する都道府県・政令市への届出をする

●すべての PCB 廃棄物の処分を終了した場合の手続き

- ・PCB 廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了届出書により管轄する都道府県・政令市への届出

(2) 非自家用電気工作物の低圧コンデンサーについて

①使用中

●PCB 含有の有無確認

- ・非自家用電気工作物のコンデンサーは電気工事業者やメーカー等に依頼し、銘板情報・製造年等から高濃度 PCB でないことを確認。
- ・絶縁油封じ切り機器であるコンデンサーは穿孔すると使用できなくなるため、使用中機器の PCB 濃度測定は行わず、製造年が平成 2 年(1990 年)以前のものであるかを確認して記録。

●PCB 含有判明後の手続き（低濃度 PCB 含有電気工作物）

- ・PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により管轄する都道府県・政令市への届出への届出をする。

②廃止（廃棄）後

●使用を終えて廃止した後の手続き

- ・絶縁湯中の PCB 濃度を測定し、PCB 濃度が 0.5mg/kg 超であった場合は PCB 廃棄物として適正に保管をする。低濃度 PCB 廃棄物とみなして処分する場合であっても適正に保管をする。
- ・PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により管轄する都道府県・政令市への届出をする。
- ・無害化処理事業者及び収集運搬事業者と処分委託契約・収集運搬契約を締結して処分をする。処分期間は令和 9 年 3 月 31 日まで。

③処分後

●処分後の手続き

- ・PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により管轄する都道府県・政令市への届出をする

●すべての PCB 廃棄物の処分を終了した場合の手続き

- ・PCB 廃棄物の処分終了又は高濃度 PCB 使用製品の廃棄終了届出書により管轄する都道府県・政令市への届出

はじめにも記載したとおり、本記事の内容は PCB 廃棄物の適正な処理について概要のみを解説したものである。実際の処理にあたっては、引用元である環境省 HP の「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト」を参考にし、処分期間内に適正に処理して頂きたい。

参考文献

環境省_ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト～期限内の安全な処理に向けて～ (env.go.jp)
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

環境法令改正情報

7月25日～10月31日

(注) 省令以上の法令を掲載しています。*参考資料を掲載している法令です。

7月	改正法令	概要
26日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九九）	食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。
27日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、令和5年9月16日から施行する。第21条（提出書類の特例）を新設。
8月	改正法令	概要
2日	*1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五三）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称「特定外来生物法」）第2条（定義等）第1項の政令で定める特定外来生物として、ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリを追加することとした。この政令は、令和5年9月1日から施行する。
9日	悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令（環境一三）	悪臭防止法第13条（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）第2項の規定に基づき、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正し、令和5年9月1日から施行する。内容：指定機関の住所の変更。
29日	石綿障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）	労働安全衛生法第27条（事業者の講ずべき措置等）第1項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。内容：同規則第6条の2（石綿含有成形品の除去に係る措置等）及び第13条（石綿等の切断等の作業等に係る措置）に関する改正。
30日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（二六五）	労働安全衛生法第57条（表示等）第1項、第57条の2（文書の交付等）第1項及び第113条（経過措置）の規定に基づき、労働安全衛生法施行令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第4条の規定は、公布の日から施行する。概要：①別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）関係からの削除②名称等を表示し、又は通知すべき物の規定方法の変更③施行期日等 経過措置あり。

8月	改正法令	概要
30日	労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇八）	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（第265号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正し、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（第265号）第1条の規定の施行の日から施行する。概要：①労働安全衛生規則の一部改正。別表第二の改正。②労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正。
9月	改正法令	概要
1日	*2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七二）	地球温暖化対策の推進に関する法律（略称「地球温暖化対策推進法」）第2条（定義）第5項、第26条（温室効果ガス算定排出量の報告）第1項及び第3項並びに第63条（経過措置）の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。概要：（1）「温室効果ガス総排出量」において都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数の見直し【令第3条及び別表第1関係】（2）地球温暖化係数の更新【令第4条、第5条及び第6条関係】（3）SHK 制度において都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数の見直し【令第7条関係】（4）SHK 制度における算定対象活動の見直し【令別表第7から第12まで関係】（5）SHK 制度における三ふっ化窒素排出量の算定式の規定ぶりの見直し【令別表第13 関係】
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境三）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称「特定外来生物法」）第9条の2（放出等の許可）第4項、第17条の2（都道府県による防除）第5項及び第17条の4（市町村による防除）第4項において読み替えて準用する同法第16条（原因者負担）及び第17条（負担金の徴収方法）、第25条（輸入のための証明書の添付等）第1項、第29条の2（権限の委任）並びに第31条（主務省令への委任）の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、改正「特定外来生物法」施行令（令和5年政令第253号）の施行の日（令和5年9月1日）から施行する。経過措置あり。
13日	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四三）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（略称「再エネ特措法」）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、一部を除き、令和5年10月1日から施行する。経過措置あり。

9月

	改正法令	概要
13日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七九）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日は、令和6年4月1日とする。
	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二八〇）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部及び建築基準法施行令の一部を改正し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。
	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八一）	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日は令和5年10月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は令和7年6月6日とする。
	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第四条第六項の規定により納付すべき手数料等の額を定める政令（二八二）	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、改正法附則第4条第6項の規定により納付すべき手数料等の額を定めることとし、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年10月1日）から施行する。
20日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境四）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称「外来生物法」）第25条（輸入のための証明書の添付等）第2項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。内容：「外来生物法」施行規則第32条（輸入場所の指定）に関する改正。
25日	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（経済産業・国土交通二）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の一部の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。

9月	改正法令	概要
25日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七五）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の2（建築物再生可能エネルギー利用促進区域）第1項、第67条の5（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明）第1項及び第3項並びに第70条（国土交通省令への委任）並びに関係法令の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正し、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。
29日	排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境一四）	水質汚濁防止法第3条（排水基準）第1項及び第27条（経過措置）の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正し、令和5年10月1日から施行する。内容：附則別表（窒素含有量及びリン含有量に係る暫定基準）に係る一部改正。「令和5年9月30日まで」を「令和10年9月30日」に、酸化コバルト製造業に係る許容限度「300mg/L」を「200mg/L」に改正する。
10月	改正法令	概要
16日	長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（長野県条例第24号）	1太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るため、次のとおり定める。(1)事業者及び県の責務並びに市町村との連携。(2)景観及び環境の保全措置の検討。(3)事業基本計画書の提出及び事業基本計画説明会の開催。(4)土砂災害の発生の恐れが高い区域等（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとするときの許可申請の手続。(5)特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとするときの届出の手続。(6)太陽光発電施設の適切な維持管理。2この条例は、令和6年4月1日から施行する。
18日	気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇二）	気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）の施行期日は、令和6年4月1日とする。

＊1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
(令和5年8月2日政令第253号)の関係資料

カミキリムシ科2種を特定外来生物に指定する政令の閣議決定について

(2023年07月28日環境省報道発表資料)

カミキリムシ科2種(ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリ)を特定外来生物に指定するための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、本日閣議決定されました。

本政令が施行される令和5年9月1日から、これらの2種について、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等が禁止されます。

【背景・概要】

環境省では、カミキリムシ科の2種(ツヤハダゴマダラカミキリ(*Anoplophora glabripennis*)及びサビイロクワカミキリ(*Apriona swainsoni*))について、その生態系及び農林水産業への被害等に鑑み、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)に基づき飼養等、輸入その他の取扱いを規制する特定外来生物として新たに追加すべく、具体的検討を進めてきました。

特定外来生物等専門家会合からの意見聴取やパブリックコメントといった所定の手続きを経て、本日、これら2種を特定外来生物に指定するための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。なお、本政令は令和5年9月1日から施行されます。

※ 特定外来生物とは：

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。指定された生物の取扱いについては、飼養等(飼養、栽培、保管又は運搬)、輸入、譲渡し、放出等の禁止といった厳しい規制がかかります。

意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

＊2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年9月1日政令第272号)の関係資料

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

(2023年8月29日環境省報道発表資料)

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日閣議決定されましたので、お知らせします。

【背景・概要】

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」及び「調整後温室効果ガス排出量」の算定方法の見直し

について、令和4年1月から12月まで、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において議論を行い、同年12月に中間取りまとめを公表したところです。

これを踏まえ、温室効果ガス算定排出量の算定対象活動の見直しや、都市ガス・熱の事業者別排出係数の導入等を内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」について、パブリックコメントを経て、本日閣議決定されました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の概要

令和5年8月

環境省地球環境局脱炭素ビジネス推進室

1. 改正の背景及び概要

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第1項に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK制度」という。）について、同制度の対象事業者が報告する「温室効果ガス算定排出量」（法第26条第3項で規定）の算定方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「令」という。）第7条で規定されている。同条で規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法について、有識者検討会※での議論を踏まえて必要な見直しを行う。

○ また、令第4条、第5条及び第6条に規定する各温室効果ガスの「地球温暖化係数」（法第2条第5項で規定）について、最新の科学的知見等を踏まえて必要な更新を行う。

※ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」

SHK制度における温室効果ガス排出量の算定方法は、日本国温室効果ガスインベントリ（我が国が1年間に排出・吸収する温室効果ガスの量を取りまとめて国連気候変動枠組条約事務局に提出する目録。以下「国家インベントリ」という。）における排出量の算定方法を踏まえて、平成17年度の法及び令の改正等により規定された。その後、国家インベントリにおける算定方法は毎年見直しが行われてきた一方で、SHK制度における算定方法は、制度開始以来ほとんど見直しが行われておらず、同制度において算定対象として規定する事業活動（以下「算定対象活動」という。）や算定に用いる排出係数が、事業者の排出実態や最新の科学的知見に必ずしも即したものになっていない。そうした現状等を踏まえ、SHK制度における算定方法について必要な見直しを行うべく、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」を環境省・経済産業省共同で令和4年1月に立ち上げ、同年12月までに同検討会を5回開催し、SHK制度における算定対象活動及び排出係数の国家インベントリを踏まえた見直し等について議論を行った。検討会は、令和4年12月23日に中間取りまとめを公表したところであり、取りまとめられた事項については速やかに政省令等に反映し、令和6年報告（＝令和5年度排出量を報告）分から新たな算定方法を適用する予定。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

2. 改正事項

(1) 「温室効果ガス総排出量」において都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数の見直し【令第3条及び別表第1関係】

政府及び地方公共団体が算定・公表する排出量である「温室効果ガス総排出量」（法第2条第5項で規定）の算定方法のうち、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定について、都市ガス及び熱の供給事業者ごとの係数を用いることを原則とするため電気の係数（＝現行でも、環境大臣

及び経済産業大臣が供給事業者ごとの係数を告示)に倣って、都市ガス及び熱の係数も、環境大臣及び経済産業大臣が供給事業者ごとの係数を告示することとする。

(2) 地球温暖化係数の更新【令第4条、第5条及び第6条関係】

下記①～③に掲げる地球温暖化係数について、現行のものは、IPCC※が平成19年に公表した「Climate Change 2007 - The Physical Science Basis」において示された数字にしているが、環境省が行う次回の我が国全体の温室効果ガス排出量(=国家インベントリ上の令和4年度排出量)の算定から、IPCC※が平成25年に公表した「Climate Change 2013 - The Physical Science Basis」において示された数字(以下「IPCC平成25年公表値」という。)を用いる予定であることを踏まえ、①～③に掲げる地球温暖化係数も、IPCC平成25年公表値に更新する。

① 令第4条において規定するメタン(第2号)、一酸化二窒素(第3号)、ハイドロフルオロカーボン(第4号から第22号まで)、パーフルオロカーボン(第23号から第31号まで)、六ふっ化硫黄(第32号)及び三ふっ化窒素(第33号)の地球温暖化係数=法第2条第5項で規定する「温室効果ガス総排出量」の算定に用いる地球温暖化係数

② 令第5条において規定するメタン(第11号)、一酸化二窒素(第12号)、六ふっ化硫黄(第15号)及び三ふっ化窒素(第16号)の地球温暖化係数=特定排出者の要件における地球温暖化係数

③ 令第6条において規定するメタン(第3号)、一酸化二窒素(第4号)、六ふっ化硫黄(第7号)及び三ふっ化窒素(第8号)の地球温暖化係数=法第26条第1項に基づく報告の対象となる事業所の要件における地球温暖化係数※ Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)

(3) SHK 制度において都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数

の見直し【令第7条関係】

SHK 制度において事業者が算定・報告する排出量である「温室効果ガス算定排出量」の算定方法のうち、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定について、都市ガス及び熱の供給事業者ごとの係数を用いることを原則とするため、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定方法に係る規定を、電気と同様に、環境省令・経済産業省令において、環境大臣及び経済産業大臣が公表する供給事業者ごとの係数を用いることとする。

(4) SHK 制度における算定対象活動の見直し【令別表第7から第12まで関係】

令別表第7から第12までは、令第7条第1項第2号から第7号までに規定する温室効果ガス算定排出量の算定対象活動を規定するものである。令別表第7から第12までに規定する算定対象活動について、直近5年の我が国全体の温室効果ガス排出量(=国家インベントリ上の平成28年度排出量から令和2年度排出量まで)の算定対象活動に沿ったものに見直す。

(5) SHK 制度における三ふっ化窒素排出量の算定式の規定ぶりの見直し【令別表第13関係】

令別表第13の下欄は、同表の中欄に規定する算定対象活動の区分に応じ、三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量の算定式を規定するものであるところ、当該規定ぶりの適正化を行う。

3. 今後の予定

令和5年8月29日 閣議決定

令和5年9月1日 公布

令和6年4月1日 施行

～協会からのお知らせ～

○環境速報第209号(令和5年7月26日発行)でお知らせした協会主催研修会のうち、テーマ及び日程が未定だった「環境課題解決研究会」について、詳細が確定し、本号に掲載しました。会員及び当協会に水質検査を委託している事業所を対象として、参加者を募集いたします。排水からの熱回収をテーマに講師に事例を紹介いただきます。参加は無料です。

また、有料(一般15,000円/会員12,000円)とはなりますが、来年1月24日・25日開催予定の協会主催「化学物質管理関連研修会」(オンライン)もまだ定員まで余裕がありますので、参加を検討いただければと思います。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」が令和5年9月県議会で成立し、10月16日に公布されました。本号の冒頭で、その概要を掲載しました。脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの生産拡大の要請と生活環境や景観への配慮の必要性を調節するものとして、大変重要な環境保全に関する条例で、今後の運用状況を見守りたいと思います。

当協会の主要事業であるエコアクション21地域事務局事業に関連して、長野県が設置している長野県契約審議会並びに長野県建設部に対し、「『建設工事の入札資格の見直し』で新客観点数の加点項目である環境マネジメントシステム『エコアクション21』の加点を維持すること」、を求める要望書を提出いたします。現在、長野県契約審議会では、令和7年度からの建設工事の入札資格の見直しを審議していますが、その中で、現行の長野県独自の新客観点数でエコアクション21認証登録について10点の加点を削除し、国の経営事項審査の3点の配点のみにすることが検討されています。長野県は、全国に先駆け2050年ゼロカーボンを宣言し、事業者と県民が省エネと再エネ導入に取り組んでいる中で、意欲を下げかねない取扱いであり、当会理事会の全会一致の議決により要望書を提出いたします。

会員各位のご理解とご支援をお願いいたします。また、引き続き、協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。(専務理事 古川雅文)

参考 水質汚濁防止法による特定施設等届出のしおり（令和3年11月 長野県環境部水大気環境課）から抜粋

■ 水質汚濁防止法の規定による特定事業場の設置者の義務

- 排水基準の遵守 公共用水域に排水を排出するものは、排水基準（排水の濃度規制）を遵守しなければなりません（法第12条）。

法	一律基準	① 有害物質 28 項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 15 項目 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある項目について、排水量 50 m ³ /日以上の特定事業場に適用する。
条例	上乘せ排水基準	① 有害物質 4 項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9 項目 BOD、COD、SS 等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

- 特定物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限（法第12条の3）（省略）

○ 事故時の措置

特定事業場の設置者は、次に掲げる場合において人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況等を管轄する地域振興局長に届け出なければなりません（法第14条の2）。

- ・ 事故により有害物質を含む水又は排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出された場合
- ・ 事故により有害物質を含む水が地下に浸透した場合 また、事故により指定物質や油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときについても、同様の対応を しないで は なりません（指定事業場、貯油事業場等の設置者の責務）。

- 事業者の責務（責務規定）（法第14条の4）（省略）

- 排水水及び特定地下浸透水に汚染状態の測定等（法第14条）（省略）

■ 罰則 届出、排水基準の遵守等の事業者の義務を怠った場合や、地域振興局長（一部は知事）の命令に応じなかった者に対しては下表のとおり罰則が規定されています。

適用	罰 則	
排水基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（ただし、過失で排水基準違反をした場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金）	31条
緊急時の措置命令に違反した場合		
排水又は特定地下浸透水の汚染状態の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	30万円以下の罰金	33条
報告をせず、もしくは虚偽の報告し、又は立入検査を拒み 妨げ忌避をした場合		

（注）表に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。

エコアクション2 | 無料個別相談会のご案内

1 開催日時 原則、毎月第3水曜日

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
① 2023年12月20日（水）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2024年1月17日（水）		
③ 2024年2月21日（水）		
④ 2024年3月21日（木）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10
（一般社団法人長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション2 | 無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション2 | 審査員等）又は事務局が対応します。

②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション2 | 地域事務局 長野産環協）

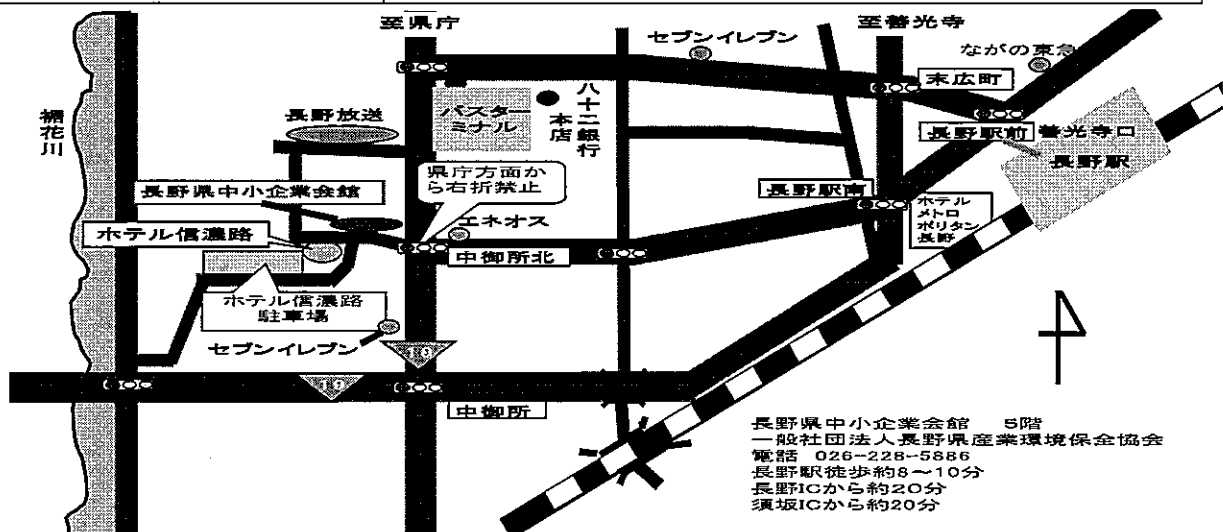
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

Tel：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail：ea2lnasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

エコアクション2 | 無料個別相談会申込書

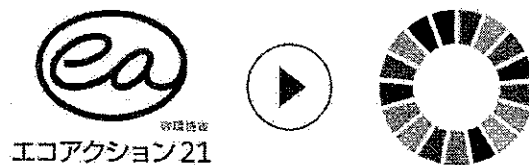
相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間での希望あれば）
① 12月20日（水）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
② 1月17日（水）	
③ 2月21日（水）	
④ 3月21日（木）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（Tel・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies